

老認発0304第2号
令和3年3月4日

各 都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局
認知症施策・地域介護推進課長
（公印省略）

地域医療介護総合確保基金を活用した ICT 導入支援事業における
導入効果等の報告方法等について

「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」（平成26年9月12日医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号、厚生労働省医政局長、老健局長、保険局長連名通知）の別記2の2（26）のハに基づく「ICT導入支援事業」については、「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」（令和2年4月14日老高発0414第1号、老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長、振興課長連名通知）の別紙2「ICT導入支援事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）により実施されているところである。

今般、実施要綱の6（2）に基づき、ICT導入支援事業によりICT導入等を行った介護事業所が導入年度及び導入翌年度に報告する具体的な導入効果等の報告内容等を下記とおり定め、令和2年度事業実施分（導入翌年度の導入効果等の報告については、令和元年度事業実施分）から適用することとしたので通知する。これに伴い、「地域医療介護総合確保基金を活用したICT導入支援事業における導入効果等の報告について」（令和2年2月5日老振発0205第1号厚生労働省老健局振興課長通知）は廃止する。

各都道府県においては、下記について了知の上、ICT導入支援事業によりICT導入等を行った管内の介護事業所に周知いただくとともに、導入効果等の報告の取りまとめにご協力いただくよう、願います。

記

1. 導入効果等の報告内容・報告方法について

介護事業所からの導入効果等の報告内容は、以下の内容を標準とし、具体的な報告様式等は年度ごとに別途連絡することとする。

また、報告方法については、WEB アンケートシステムを活用し、介護事業所から直接厚生労働省に報告するなど介護事業所及び都道府県の事務負担を軽減する取組を推進することとする。

(導入効果等の標準的な報告内容)

- ① 基本情報（事業所番号、事業所名、開設主体、所在地、サービス種別、利用者定員、職員数等）
- ② 介護事業所の ICT 化の状況（「標準仕様」の活用状況、VISIT・CHASE への協力状況、導入計画の作成状況等）
- ③ 介護事業所で ICT 化している業務（利用者の記録・アセスメント、サービス利用票（提供票）、利用計画やシフト表の作成等）
- ④ ICT の導入により改善したと思うこと
- ⑤ ICT の導入にあたり工夫したこと、うまくいかなかったこと、今後改善が必要なこと
- ⑥ 導入機器の情報（製品名、購入金額、契約形態等、導入理由、感想等）

2. 導入効果等の報告期限について

介護事業所からの導入効果等の報告期限については、導入年度の状況については導入翌年度の5月末日までとし、導入翌年度の状況については導入翌々年度の5月末日までに報告するものとする。

各都道府県の取りまとめ期日など詳細な手続きについては、年度ごとに別途連絡することとする。

3. 提出先

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課（以下「当課」という。）とし、具体的な提出先は別途連絡することとする。

4. その他

- (1) 特別の事情により本通知に定めによることができない場合には、あらかじめ当課に協議し、その指示に従うものとする。
- (2) 介護事業所からの導入効果等の報告に基づき、導入効果（間接業務の削減、データ連携の推進等）のほか、法人名、事業所名、導入した介護ソフト、導入理由、感想等については、当課においてとりまとめの上、公表するものとする。